

植物防疫・動物検疫

～水際で日本の農畜産業を守る仕事～



北陸農政局「消費者の部屋」

展示期間：令和7年2月3日（月）～2月28日（金）



【植物防疫】①

● 植物検疫の始まり ●

世界初の植物検疫

有害な病害虫が新たな地域に侵入すると大きな被害を与えることがあります。

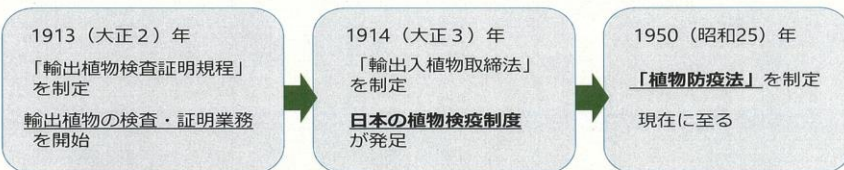


隣国**ドイツ**は1872（明治5）年**ブドウ害虫予防令**を公布し、ブドウ苗の輸入を禁止しました。

これが**世界初の植物検疫制度**です。

日本の植物検疫の始まり

明治時代、貿易が盛ん行われるようになり、新しい病害虫による被害が続発しました。



植物検査室での果実の輸出検査（大正末期）



客船旅客の植物検査風景（大正末期）

● 植物検疫とは ●

植物検疫のしくみ

植物検疫は、以下のように分けられます。



植物防疫所の業務

輸入検疫

- 全国の海空港で海外からの病害虫の侵入を防止
- 輸入の禁止
 - 輸入の制限
 - 輸入植物・中古農機具の検査



オレンジの輸入検査

輸出検疫

- 日本から植物を輸出するため輸出先国の検疫条件に基づき検査
- 輸出植物・中古農機具等物品の検査
 - 輸出植物の栽培地検査
 - 各国の検疫条件の調査、確認



種苗の輸出検査

国内検疫

- 国内での病害虫のまん延を防止
- 植物等の移動規制
 - 侵入調査
 - 国内種苗の検査
 - 緊急防除



国内の種苗検疫（種馬鈴しょの検査）

その他

- 調査研究（検査・消毒技術の開発・向上等）
- 研修（植物防疫官の同定技術向上等）
- 病害虫に関するリスク分析
- 他法令業務への協力 など



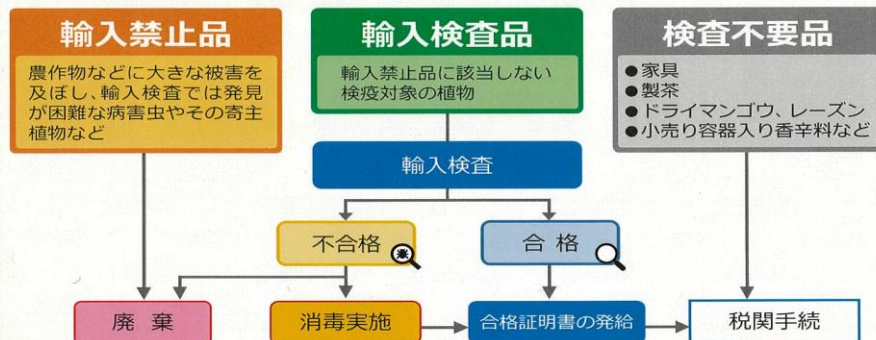
調査研究

【植物防疫】②

● 輸入検疫 I ●

輸入検査の流れ

輸入される植物の検査の流れは、図のとおりです。



輸入禁止品

- 病害虫は国や地域によって発生状況が異なるため、同じ植物であっても輸入禁止対象にならない場合があります。
- 検疫対象の生きた病害虫、土または土が付着した植物は、いずれの国からも輸入できません。

⚠ 熱帯果実などの生果実や果菜類は、輸入禁止品に該当しやすい品目です。



条件付き輸入解禁植物

輸入禁止品であっても、我が国と輸出国の間で禁止対象病害虫の侵入の恐れがないことが技術的に確認され、一定の基準を満たしていることを条件に輸入が解禁されている品目があります。

輸入の制限

本来は輸入禁止措置をとるべき植物でも、輸出国で所定の検疫手続が行われることで輸入検査品として扱われる品目があります。

輸出国の栽培地で検査が必要な植物

輸出国における栽培期間中に検査され、検疫対象の病害虫が付着していないことが証明された植物。

輸出国で特別な検疫措置が必要な植物

輸出国において適切な検疫処理や遺伝子診断などの措置が講じられたことが証明された植物。

植物検査証明書



輸入植物には、輸出国政府機関により発行され、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ又は信ずる旨を記載した植物検査証明書が添付されなければなりません。

● 輸入検疫 II ●

貨物の検査

海港や空港の植物が輸入された場所で、植物の種類に応じた検査を実施しています。

● コンテナ貨物

切花、青果物、嗜好・香辛料、乾牧草など、様々な植物がコンテナ貨物で輸入されます。検査は基本的に、コンテナヤードで行いますが、必要に応じて倉庫や貯木場で行う場合もあります。



アメリカ産オレンジの輸入検査



アメリカ産ダイズの輸入検査



中国産条件付きいねわらの輸入検査

● 船積貨物

青果物、こく類、豆類、木材が、専用の大型船で輸入されます。一度に大量の貨物が輸入され、船上や倉庫、貯木場で検査を行います。



専用船によるバナナの輸入



アメリカ産コムギの輸入検査



カナダ産木材の輸入検査

● 航空貨物

主に、鮮度が要求される切花や青果物などが航空貨物で輸入されます。重要病害虫が活発な状態で付着している可能性が高いため、検査に当たっては細心の注意が必要となります。



航空貨物での輸入



タイ産切花の輸入検査



タイ産条件付きマンゴウの輸入検査

● 輸入検疫Ⅲ ●

種苗類の検査

種苗類（苗・穂木、球根、種子）の検査では、肉眼検査だけでは病害虫の発見が困難な場合があるため、検定室でさらに詳細な検査を実施します。

● 海空港における検査



オリーブ巨木の検査

ラン苗の検査

ダリア球根の検査

種子のふるい検査

● 検定室における検査（二次検査）



拡大鏡検査 混入する土壌、麦角菌などを検出
 ブロッター検査 種子上に生育した病原菌を顕微鏡観察
 遠心分離法 遠心分離で沈殿させた沈殿物から胞子を検出
 ペールマン法 線虫の運動性を利用して線虫混濁液から検出
 軟X線照射検査 種子内部に寄生するタネコバチ類を検出

輸入植物の隔離検疫

栽培用の果樹苗、穂木、いも類、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があるため、隔離栽培温室などで一定期間栽培し、ウイルス病などの検査を行います。



隔離栽培施設
名古屋植物防疫所港陽検査場（名古屋市）の温室

葉が糸状～三日月状
ウイルス感染による病徴

（左）Blueberry shoestring virus
（右）Grapevine leafroll-associated virus

生物学的診断



キノア汁液接種
Apple chlorotic leafspot virus によるキノア接種葉

血清学的診断



ELISA検定
発色したプレート

遺伝子診断



PCR検定
電気泳動写真

● 輸入検疫Ⅳ ●

携帯品の検査

海外からの旅行者が持ち込む植物は、「植物検疫カウンター」で検査を行います。



植物検疫カウンター

旅客携帯品の輸入検査

日本到着時の流れ



中部国際空港における検査で
持込みを防いだ輸入禁止品



禁止品に寄生する
ミバエ幼虫



ミカンコミバエ種群



検疫探知犬 活動中！

手荷物を嗅ぎ、果物や肉製品の臭いを探します。

郵便物の検査

植物が含まれた郵便物は、国際郵便局内で検査を行った後に配送されます。

郵便物の検査を行った印が
外装に押印されます



（左）韓国産 多肉植物の検査
（右）オランダ産 草花種子の検査

● 空港検疫 ●

空港における植物検疫



中部国際空港

飛行機を利用して空港に輸出入される植物の検疫を行っています。海外旅行で購入したお土産も検疫の対象となります。



携帯品



航空貨物

携帯品の検疫

海外からの旅行者が持ち込む植物は、「植物検疫カウンター」で検疫を行います。また、お土産として持ち出す日本産の農作物の輸出検疫も行っています。



輸入検査品の検査



中部国際空港における検査で
持ち込みを防止した輸入禁止品



禁止品に寄生する
ミナエ幼虫



輸出検疫カウンター

航空貨物の検疫

切り花や青果物、種苗などの多種多様な植物が、飛行機を利用して輸入されています。



観葉植物の検査



タイ産ラン切花の検査



マレーシア産キク切花の検査



検査で発見された
病害虫を、迅速に
同定する技術も
求められています。

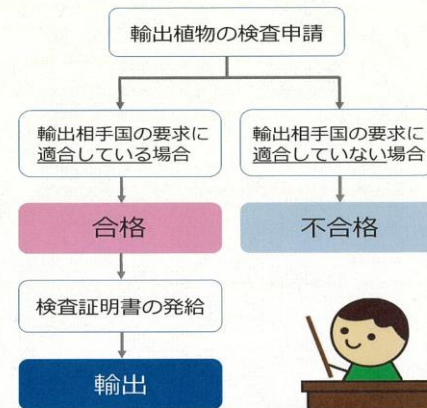
● 輸出検疫 ●

輸出検査の流れ

輸出検査は、日本から輸出される植物が輸出相手国の植物検疫の条件に適合しているかどうかの検査を行います。



タイ向け ナガイモ



Export quarantine

栽培地検査・集荷地検査

植物によっては、輸出相手国の要求に基づいて栽培中の検査を行っています。輸出検査は基本的には植物防疫所で行いますが、集荷地（生産地）や空港出国ロビーの検査カウンターで行うこともできます。



栽培地（静岡）NZ向け カンキツ



栽培地（長野）ベトナム向け リンゴ



栽培地（愛知）EU向け 盆栽



集荷地（愛知）タイ向け リンゴ



集荷地（愛知）香港向け 花苗



中部国際空港 輸出カウンター

● 国内検疫 ●

植物等の移動規制

国内の一部で発生している重要な病害虫が、未発生の地域にまん延しないよう、これらの病害虫及びその寄主植物の移動を規制しています。

● 移動規制の主な対象病害虫とその寄主植物



空港での制度周知

国内種苗の検査

種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす種馬鈴しょ（ジャガイモの種イモ）や果樹母樹（育成・繁殖のために穂木を採取する樹）について、検査を実施しています。

● 種馬鈴しょの検査

検査は、①植え付け前のほ場及び馬鈴しょの種イモ、②栽培期間中のほ場、③生産された馬鈴しょと3段階の検査を実施しています。



栽培期間中のほ場検査

● 果樹母樹の検査（ウイルス病検定）



検定植物の葉脈間透過症状

母樹から採取された穂木等を木本検定植物に接ぎ木してその病徴を観察します。

（左）Grapevine fleck virus による症状



ELISA検定の例

母樹から採取した穂木等について、ELISA検定（酵素結合抗体法）を行います。

緊急防除

新たな病害虫が、農作物に大きな被害を与えたり、植物の輸出を妨げるおそれがある場合、発生した病害虫を一部地域に封じ込めて根絶するために、緊急的な防除措置を行います。

緊急防除の流れ

- ①防除を行う区域・期間を決定
 - ②防除の実施
 - ・寄主植物の作付けの制限や禁止
 - ・譲渡や移動の制限
 - ・消毒、除去、廃棄等
- 発生した病害虫を封じ込め、根絶へ

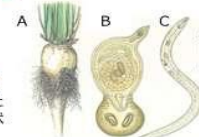
● アリモドキゾウムシ



アリモドキゾウムシ (成虫)



幼虫に食害されたサツマイモの症状



A: 被害根
B: 雌成虫
C: 幼虫

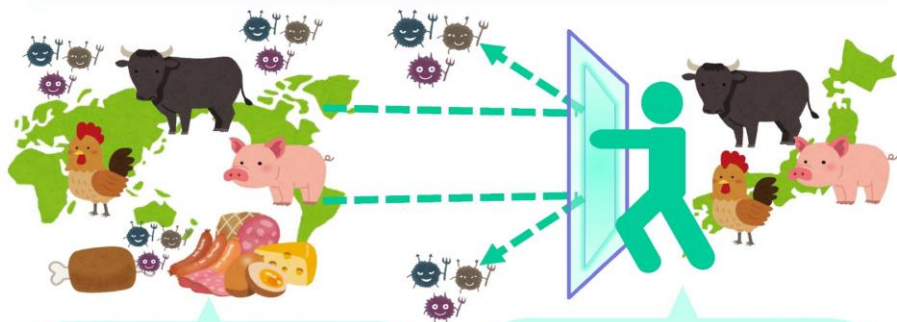
● デンサイシストセンチュウ



北陸農政局 消費者の部屋

【動物検疫】①

どうぶつけんえきしょ しごと 動物検疫所のお仕事



かいがい
海外では、うし、ぶた、
かちく
にわとりなどの家畜の
びょうき はっせい
病気が発生しています。
びょうき どうぶつ ちくさんぶつ*
病気は、動物や畜産物と
いっしょ にほん
一緒に、日本に
はい
入ってくることがあります。

にく にゅうせいひん たまご かちく
* 肉や乳製品、卵など家畜からできるもの

にほん かちく
日本の家畜を
びょうき まも
病気から守るため、
どうぶつ ちくさんぶつ けんさ
動物や畜産物の検査を
おこな びょうき しんにゆう
行って、病気の侵入を
ふせいでいます！

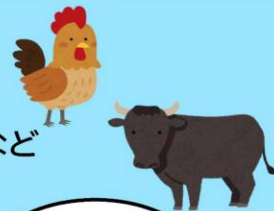


クンくん



どうぶつけんえきしょ にほん かいがい
動物検疫所は日本と海外をつなぐ
くこう みなと
空港や港にあるんだよ！
どうぶつけんえきしょ まな
動物検疫所のこと、たくさん学んでね！

- うし、ぶた、ひつじ、やぎ、しか など
- うま、ろば など
- にわとり、うずら、だちょう、あひる など
- うさぎ、みつばち、いぬ



どうぶつ
動物

どうぶつけんえき
動物検疫が
ひつよう
必要なもの



ちくさんぶつ
畜産物

- にく ほね つの かわ け
●肉、骨、角、皮、毛
- たまご
卵 など



- ねこ、あらいぐま
きつね、すかんく
- さる
- こい
きんぎょ
くるまえび
ほたてがい など



かねつしより かこうひん どうぶつけんえき たいしょう
★加熱処理した加工品なども動物検疫の対象です！

かこうひん れい
加工品の例

- ジャーキー ●ハム ●ソーセージ
- ビーフバーガー など

【動物検疫】②

けんさ ペットの検査

にほん せかい かずすく
日本は世界で数少ない

きょうけんびょう はっせい く
「**狂犬病**」が発生していない国です。

かいがい きょうけんびょう はい
海外から「**狂犬病**」が入ってこないように
いぬ ねこ けんさ
犬や猫などのペットの検査を行っています。



かいがい にほん つ
★ペットを海外から日本に連れてくるためには...



じゅんぴ ひつよう
...などなど、**たくさん**の準備が必要です。

わからないことがあれば、
どうぶつけんえきしょ
いつでも動物検疫所にきいてくださいね！

国際空港における旅客に対する水際対策



家畜伝染病予防法違反事例に対する対応の実績

- 2019年4月22日から2024年5月31日の間に、**約4,600枚の警告書を交付**
- これまで携帯品により複数回の違反を繰り返した者、販売目的で持ち込んだ者など**悪質性の高い者8件12名**、国際郵便で複数回違反を繰り返した者**2件4名が逮捕された**

◆違法畜産物の持込みによる逮捕事例（2019年4月～）

【携帯品による持込み】

逮捕者	持込日	空港	違反品	逮捕日
ベトナム人 1名	2019年6月13日	羽田空港	カモ目の卵（約25kg） 偶蹄類の肉（約10kg）	2019年7月21日
日本人 2名 タイ人 1名	2019年5月17日	福岡空港	ソーセージ等（91.1kg）	2019年8月6日 2023年8月27日
タイ人 1名	2019年9月3日	羽田空港	ソーセージ（1.0kg）	2019年9月3日
ベトナム人 3名	2019年6月17日	関西空港	豚肉ソーセージ・ 豚肉調整品（5.25kg）	2019年10月15日
タイ人 1名	2019年11月25日	成田空港	ソーセージ（10.45kg）	2020年1月21日
台湾人 1名	2019年11月14日	中部空港	偶蹄類及びカモ目の血液を 含む血餅（計50kg）	2020年3月6日
ミャンマー人 1名	2023年6月23日	羽田空港	偶蹄類の肉等（約1.25kg）	2024年2月12日
日本人 1名	2024年6月21日	成田空港	ソーセージ（約96kg）	2024年10月3日

【国際郵便による持込み】

逮捕者	持込時期	違反品	逮捕日
中国人 3名	2021年5～6月	ソーセージ等（約395kg）	2022年2月28日、3月1日
中国人 1名	2022年10～11月	ソーセージ等（約11.5kg）	2023年1月25日

◆逮捕事案の持込み物品の例



◆違反者（警告書交付者）の属性 （2019年4月から2023年12月末までの実績）

在日・在留	51.4 %
親族・友人訪問	20.4 %
観光	7.2 %
商用	7.0 %
技能実習	5.7 %
留学	5.3 %
その他	3.0 %
不明	1.3 %

※複数選択可能なため100%にはならない

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- 手荷物や国際郵便物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- 日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入 その後、主要空港を中心に導入している。
- 令和2年度に全国**140**頭体制に拡充

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。



必要に応じてセキュリティタグと動物検疫カウンターへの案内紙を装着
→旅客のカウンターへの案内の効率化
※無理に外したり、セキュリティアンテナの側を通ると鳴動するタグ

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

参考：年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

国際郵便局における探知犬活動

国際郵便局においても、探知犬活動を実施。海外から到着する国際郵便物に入っている肉製品や農産物を探知している。

※写真ではラブラドルレトリバーだが、ビーグル犬も国際郵便局で活動

国際郵便局での探知犬活動の様子



探知犬活動により発見した禁止品



探知対象物



輸入禁止の肉製品例

携帯品で沢山持ち込まれるもの

お土産 ジャーキー



加工品であっても加熱してあっても肉製品は持ち込めません！

肉松は、ふりかけ状に乾燥した肉でお菓子にもよく使われています。一見肉入りに見えないけれど、肉が入っているため持ち込めません

外国のパン屋さんで買ったパン



NO!

カレーパンに入っているひき肉もダメ！とてもおいしそうだけど、肉入りのパンは日本へくる前に全部食べてきてください。

懐かしい母国の味だけど、持ち込めない。現地で沢山楽しんで、肉製品は日本へ持ってこないでください！

（肉入り）お菓子

肉松（肉でんぷ）



母国でしか味わえない肉料理



自分のおやつ

機内食



食べきれなかった機内食も肉が入っていたら持ち込めません！荷物に隠れていても、検疫探知犬がみつけます。海外から肉製品は持ってくることはできません。

郵便物で沢山持ち込まれるもの

肉入りの練り製品



大量の肉製品

家族へのプレゼント

肉入りの月餅



9月～10月は中秋節でアジアの国では「月餅」を食べる習慣があります。肉の入った月餅が郵送されてくることも…もちろん、日本に持ち込むことはできません。

春節 时去国外的旅客，请注意！

肉制品

禁止带入日本

肉製品の日本への持込禁止

未经许可违法携带肉类制品进入日本，
将被判处 **3 年以下的有期徒刑** 或
最高罚款金额为 300 万日元。

注：法人团体最高罚款金额为
5,000 万日元！

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
**3 年以下の懲役又は
最高 300 万円の罰金**
(法人の場合は最高 5,000 万円)
が科せられます。

禁止入境

农林水产省 动物検疫所
農林水産省 動物検疫所

詳細は Web

日本へ入国される皆様へ

肉製品や動物由来製品は、
日本への持込みが
原則禁止されています。

少しでも肉を含むものは

罰則の対象です。

海外で使用して汚れた
作業着、長靴等

持ってこないでください

畜産物を違法に持ち込むと、**3 年以下の懲役又は
300 万円以下 (法人の場合 5000 万円以下) の罰金**
の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog

© 2020 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Created by Anri Sugitani



肉製品は持ち込めません。

加熱調理品、真空パック、機内食、免税店で購入したものも禁止です。

海外からの
肉製品は持込禁止

違法に持ち込むと3年以下の懲役又は最高300万円
の罰金の対象になります。



農林水産省



動物検疫所

肉製品持ち込み

動物検疫所WEBサイト「肉製品などのおみやげについて」
<https://www.maff.go.jp/qaqs/tetuizuki/product/eq2.html>

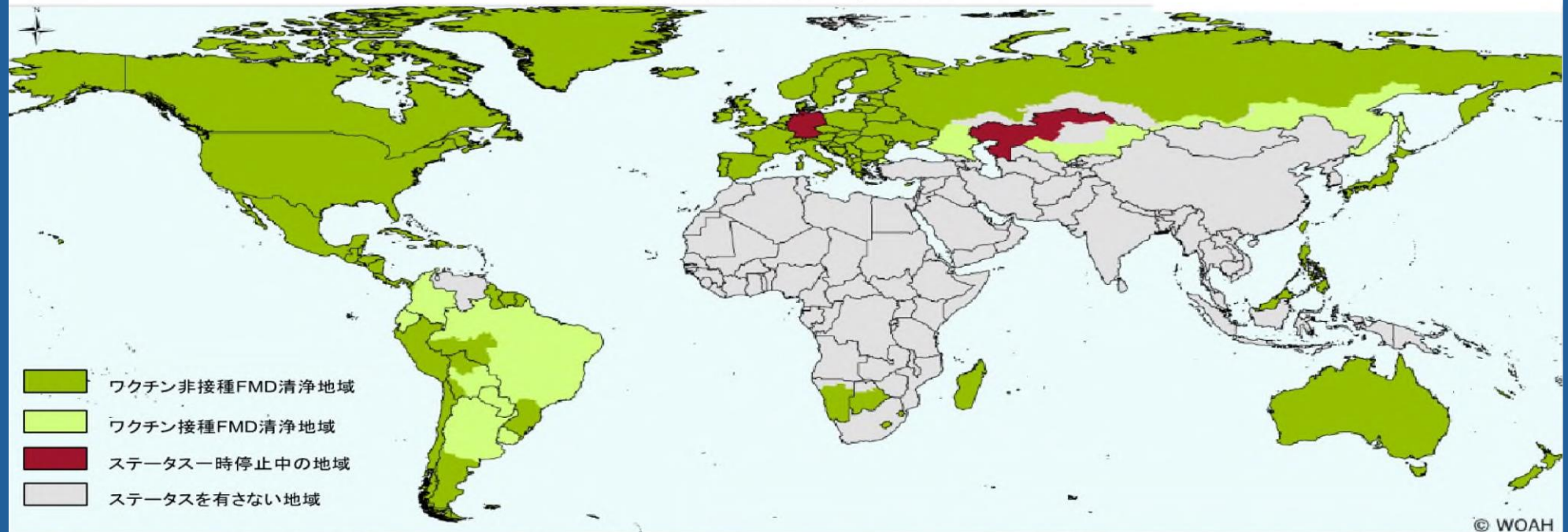


【動物検疫】⑥

口蹄疫(FMD)のWOAHステータス認定状況

Last update January 2025

2025年1月時点



© WOAH

全土がワクチン非接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国(68)

アルバニア	クロアチア	ギリシャ	リヒテンシュタイン	パナマ	スリナム
オーストラリア	キューバ	グアテマラ	リトアニア	ペルー	スウェーデン
オーストリア	キプロス	ガイアナ	ルクセンブルク	フィリピン	スイス
ベラルーシ	チェコ共和国	ハイチ	マダガスカル	ポーランド	オランダ
ベルギー	デンマーク*	ホンジュラス	マルタ	ポルトガル*	ウクライナ
ベリーズ	ドミニカ共和国	ハンガリー	メキシコ	ルーマニア	英国*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エルサルバドル	アイスランド	モンテネグロ	サンマリノ	米国*
ブルネイ	エストニア	アイルランド	ニューカレドニア	セルビア*	バヌアツ
ブルガリア	エスワティニ	イタリア	ニュージーランド	シンガポール	
カナダ	フィンランド*	日本	ニカラグア	スロバキア	
チリ	フランス*	ラトビア	北マケドニア	スロベニア	
コスタリカ	ドイツ※	レソト	ノルウェー	スペイン*	

全土がワクチン接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国(2)

パラグアイ	ウルグアイ
-------	-------

ワクチン非接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国(11)*

アルゼンチン	ブラジル	エクアドル	ナミビア
ボリビア	台湾	マレーシア	ロシア
ボツワナ	コロンビア	モルドバ	

ワクチン接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国(9)*

アルゼンチン	台湾	カザフスタン
ボリビア	コロンビア	ロシア
ブラジル	エクアドル	トルコ

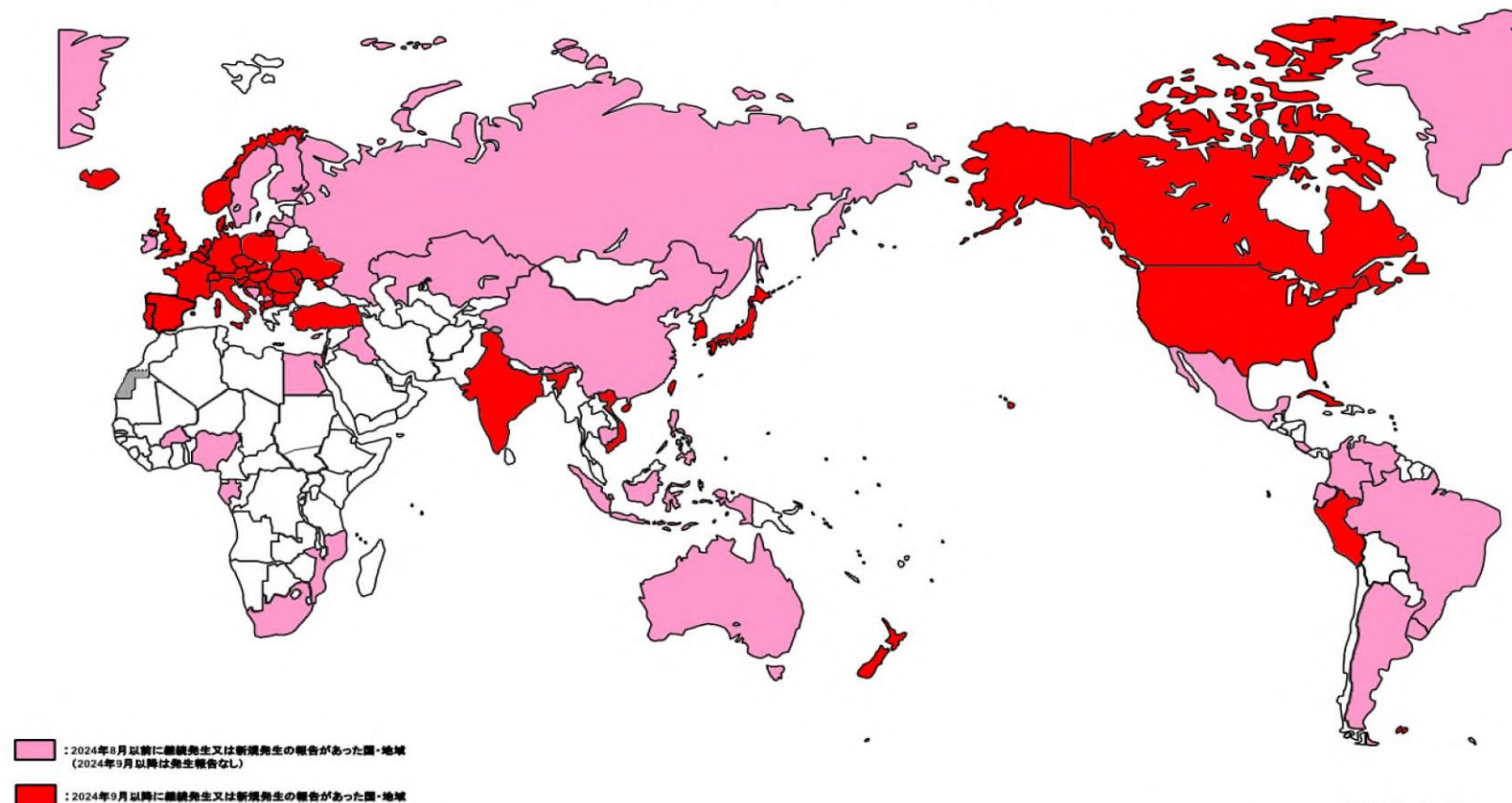
※2025年1月9日付でドイツのステータス一時停止

*注釈については出典を参照

出典: <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



出典:WOAH等

2025年1月6日現在

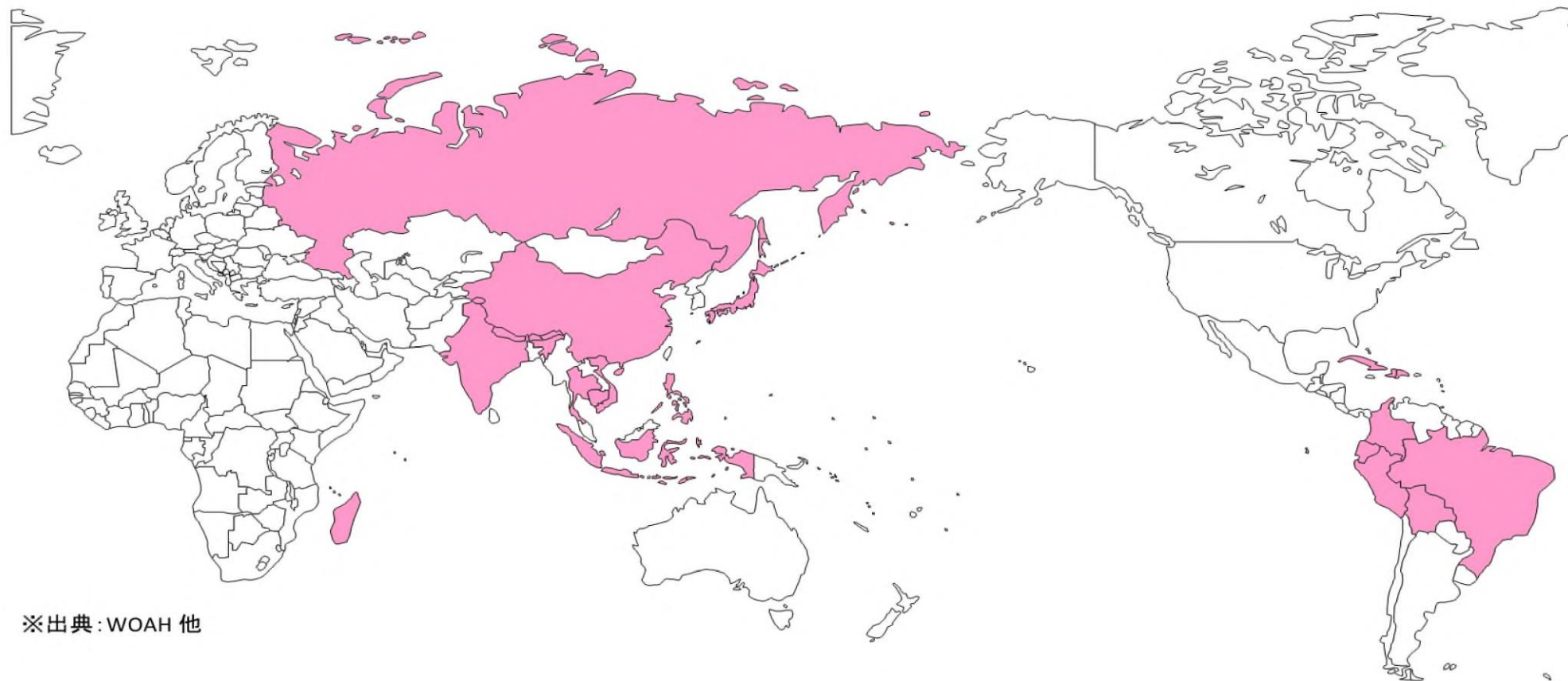
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。

※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

2024年9月4日現在

＝CSFの発生報告がある国（2018年1月から現在までに、WOAHに発生報告があった国）



※出典:WOAH 他

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況

2025年1月3日時点

■：2018年8月以降発生があった国、地域

ブータン

初発生：2021年5月6日
豚飼養頭数：約2万2954頭

ネパール

初発生：2022年3月19日
豚飼養頭数：約158万8838頭

インド

初発生：2020年1月26日
豚飼養頭数：約882万8127頭

バングラデシュ

初発生：2023年11月13日

ラオス

初発生：2019年6月2日
豚飼養頭数：約446万8192頭

タイ

初発生：2021年11月25日
豚飼養頭数：約774万3876頭

カンボジア

初発生：2019年3月22日
豚飼養頭数：約207万3815頭

スリランカ

初発生：2024年10月25日
豚飼養頭数：約9万9010頭

マレーシア

初発生：2021年2月8日
豚飼養頭数：約185万7839頭

シンガポール

初発生：2023年2月5日

ミャンマー

初発生：2019年8月1日
豚飼養頭数：約687万頭

モンゴル

初発生：2019年1月9日
豚飼養頭数：約3万577頭

北朝鮮

初発生：2019年5月23日
豚飼養頭数：約226万2965頭

韓国

初発生：2019年9月16日
豚飼養頭数：約1121万6566頭

中国

初発生：2018年8月3日
豚飼養頭数：約4億4922万頭

香港

初発生：2019年5月2日
豚飼養頭数：約11万1493頭

フィリピン

初発生：2019年7月25日
豚飼養頭数：約994万3119頭

ベトナム

初発生：2019年2月1日
豚飼養頭数：約2355万3400頭

東ティモール

初発生：2019年9月9日
豚飼養頭数：約24万6629頭

インドネシア

初発生：2019年9月4日
豚飼養頭数：約801万1776頭

出典：WOAH-WAHIS(Animal disease eventsおよびQuantitative data)、各国当局HP等
発生日：WOAH報告による発生が確認された日
飼養頭数：FAO統計(2021)参照